平成３０年（フ）第２号
広島県呉市広三芦１丁目21番３号　201号室
債務者　岡崎　由枝
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第４号
広島県呉市広中迫町13番19号
債務者　藤原　和洋
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第５号
広島県呉市本通１丁目５番17号
債務者　尾形　武也
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第２７号
熊本県下益城郡美里町大井早2329番地、前住所熊本市南区刈草２丁目３番38号　シャトー上村206号
債務者　森川　大助
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５号
兵庫県たつの市龍野町日山308番地
債務者　城谷　　博
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第３１１号
和歌山市太田２丁目８番27―306号　プルミエールメゾン太田
債務者　福井　清光
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３２９号
和歌山市北島433番地１
債務者　吉田　昭二
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３６７号
和歌山県紀の川市桃山町野田原1600番地
債務者　山中あけみ
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３７２号
和歌山市三沢町３丁目21番地　三沢第２団地246
債務者　木村ヒカル
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２２号
静岡県袋井市大野2730番地の４グループホーム松葉の家
債務者　原　　久江
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
神戸市東灘区御影塚町４丁目７番４号ドリームハイツⅡ503号
債務者　金井　一弘
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５８号
神戸市須磨区東落合１丁目５番167―606号
債務者　須都　幸子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７１号
神戸市須磨区須磨浦通６丁目６番29号グループホームコスモス
債務者　大川　恭子
保佐人　東條　和幸
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３２号
山口県防府市大字新田980番地の３　サンアリエッタⅠ102号室、前住所山口県防府市大字新田1770番地の４
債務者　松原　　優
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
山口市穂積町４番39―2103号　エース湯田
債務者　佃　　健史
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０９号
青森市大字浜田字玉川242番地11　ＭＨＡ102号
債務者　伊澤　普美
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係